証券コード2917
2021年12月６日

株　主　各　位

大阪市此花区西九条１丁目１番60号
株式会社 大森屋
代表取締役社長　稲　野　達　郎

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、**風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご来場を見合わせていただくこともご検討下さい。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月20日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご送付下さいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年12月21日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市福島区福島５丁目６番16号
　　ホテル阪神　10階　クリスタルルーム
3. **目的事項**

報告事項

1. 第68期（自　2020年10月１日　至　2021年９月30日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（自　2020年10月１日　至　2021年９月30日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohmoriya.com/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohmoriya.com/ir/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応とお願いについて

・当社役員および運営スタッフは、マスクを着用して応対をさせていただきます。また、株主様におかれましても健康状態に十分ご留意いただき、会場内ではマスクのご着用をお願い申しあげます。
・ご来場時には、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願い申しあげます。また、会場受付の前に、検温のご協力をお願い申しあげます。体温が37.5℃以上である場合や体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
・株主総会の開催中において、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがお声がけさせていただき、ご退場をお願いする場合がございます。

※開催当日までの感染状況の変化等により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
（http://www.ohmoriya.com/）

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年10月１日
至　2021年９月30日）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が制限され、個人消費が停滞するなど景気が下押しされる厳しい状況となりました。ワクチン接種の普及により感染者数は減少傾向にあり回復の兆しは見られるものの、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、外食需要は回復傾向にはあるものの厳しい状況には変わりはなく、「巣ごもり消費」の定着により内食需要は高まりましたが、消費者の節約志向もさらに強まりました。

当社グループを取り巻く市場環境といたしましては、主要原材料である原料海苔は、今収穫期は、収穫量は昨年より少なくなるものの、平均仕入価格は前年よりも安値となりました。

このような状況のもと、当社では従業員の健康維持のため、新型コロナウイルス感染リスクの抑制に取り組み、安全・安心な商品の安定供給に努めております。一方で原材料費、物流費、人件費をはじめとするコスト増に対応するべく効率的な生産活動に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は17,904百万円（前期比0.8％減）となりました。利益面におきましては、営業利益は470百万円（前期比37.3％増）、経常利益は484百万円（前期比37.6％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は331百万円（前期比80.4％増）となりました。

当社グループにおける報告セグメントは「食品製造販売事業」のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、売上高を品目別に分類しますと、家庭用海苔につきましては、「バリバリ職人シリーズ」が好調に推移したことにより、売上高は8,216百万円（前期比10.1％増）となりました。進物品につきましては、冠婚葬祭向けの需要が減少し、売上高は824百万円（前期比14.9％減）と不振が続いております。ふりかけ等につきましては、新製品「パリパリわかめ兄弟」が寄与したものの既存品は苦戦を強いられ、売上高は3,450百万円（前期比8.2％減）となりました。業務用海苔につきましては、コンビニエンスストア等の販売不振により、売上高は5,302百万円（前期比8.6％減）となりました。その他につきましては、売上高は110百万円（前期比54.1％増）となりました。

2. 今後の見通しと対処すべき課題

当社グループは、創業以来、生活の根幹となる食の分野において、皆様に愛される製品づくりに努めてまいりました。「消費者的視点に立った経営」を企業理念として、時代が求める優れた製品づくりを目指しております。日本の食文化の素晴らしさを尊び、その新しい価値の創造を提案の柱とすることを基本方針としております。

また、社是でもある「社会的存在価値ある企業」として当社グループが社会に貢献するためには、ＳＤＧｓへの取り組みも重要なテーマと考えております。当社グループは事業活動を通じて、「大森屋にできることから始める」をコンセプトと位置づけし、社会貢献・環境・働きがいを中心にした取り組みを行っております。この取り組みを通じて「つくるひとが楽しい、食べるひとがうれしい」社会が実現し継続しつづけられるように貢献してまいります。

当社グループを取り巻く市場環境は、消費者の生活防衛意識の高まりから、依然として節約志向、低価格志向が続いております。また、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大による先行き不透明感が高まっており、大変厳しい環境が続くものと想定されます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、引き続き新型コロナウイルス感染リスクの抑制に取り組み、安全・安心な商品の安定供給に努めるとともに、生産活動の効率化やコスト削減を強力に推し進め、新製品の開発に注力し、売上目標・利益目標の達成と経営効率の向上に向けての努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度は、製品の品質向上と製造能力向上を目的とした生産設備の更新や本社社屋の新設移転工事など、総額651百万円の投資を実施しました。所要資金は、金融機関からの長期借入金および自己資金をもって充当いたしました。

4. 事業の譲渡・譲受け、吸収分割または新設分割等の状況

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況の推移

①企業集団

区分	第65期 (2018年９月期)	第66期 (2019年９月期)	第67期 (2020年９月期)	第68期 (当連結会計年度) (2021年９月期)
売上高(百万円)	17,786	18,470	18,060	17,904
経常利益(百万円)	451	370	351	484
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	632	232	183	331
１株当たり当期純利益(円)	124.61	45.79	36.24	65.63
総資産(百万円)	14,422	12,907	13,081	13,927
純資産(百万円)	10,258	10,343	10,461	10,693
１株当たり純資産額(円)	2,022.68	2,039.49	2,062.83	2,125.18

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

②当社

区分	第65期 (2018年９月期)	第66期 (2019年９月期)	第67期 (2020年９月期)	第68期 (当事業年度) (2021年９月期)
売上高(百万円)	17,708	18,396	17,963	17,801
経常利益(百万円)	445	373	351	482
当期純利益(百万円)	626	234	182	329
１株当たり当期純利益(円)	123.49	46.31	36.04	65.14
総資産(百万円)	14,370	12,861	13,039	13,863
純資産(百万円)	10,247	10,350	10,466	10,728
１株当たり純資産額(円)	2,020.64	2,040.88	2,063.67	2,132.17

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
大森屋（上海）貿易有限公司	6,300千人民元	100 %	食品および食品関連商材の貿易・販売等

7. 主要な事業内容（2021年９月30日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

(1) 食品製造販売事業　　家庭用海苔、進物品、ふりかけ等、業務用海苔製品
(2) 不動産賃貸事業　　不動産の賃貸

8. 主要な営業所および工場（2021年９月30日現在）

①当社

名称	所在地
本社・大阪支店	大阪市此花区西九条１丁目１番60号
東京支店	東京都練馬区高野台２丁目27番17号
福岡工場	福岡県柳川市大和町豊原111
広川工場	福岡県八女郡広川町大字日吉548番16
関西作業所・関西物流センター	兵庫県西宮市山口町阪神流通センター１丁目93号

②子会社

子会社名	所在地
大森屋（上海）貿易有限公司	中華人民共和国　上海市

9. 従業員の状況（2021年９月30日現在）

会社名	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
株式会社大森屋	131名	＋3名	45.4才	16.7年
大森屋(上海)貿易有限公司	3	0	48.4	6.9
合計または平均	134	＋3	45.5	16.4

(注)　従業員は上記のほか、最近１年間において月平均209名の臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託）を雇用しております。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ．会社の現況に関する事項（2021年９月30日現在）

1.　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　11,561,360株

(2) 発行済株式の総数　　5,098,096株

(3) 株主数　　2,165名（前期末比191名増加）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
大森屋共栄持株会	412	8.19
稲野達郎	309	6.15
稲野貴之	286	5.70
稲野節子	218	4.34
稲野惠子	187	3.73
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	140	2.78
株式会社三井住友銀行	140	2.78
大森屋社員持株会	139	2.78
岡本雅美	86	1.71
稲野智久	80	1.60

（注）　持株比率は、自己株式（66,364株）を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲野達郎	大森屋(上海)貿易有限公司 董事長
代表取締役副社長	稲野貴之	製造本部長
常務取締役	大當敏仁	営業本部長
取締役	中田勝	管理本部長
取締役	寺川正敏	営業本部副本部長東日本統括
取締役	叶裕一	叶法律事務所 弁護士
取締役	岡井紀代香	武庫川女子大学 教授
常勤監査役	別所厚	
監査役	叶智加羅	叶法律事務所 代表 松本油脂製薬株式会社 社外監査役
監査役	北村英嗣	北村会計事務所 代表
監査役	鳥越史朗	

(注) 1. 取締役叶裕一氏および岡井紀代香氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役北村英嗣氏および鳥越史朗氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 監査役北村英嗣氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが填補されます。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

役　職	氏　　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	叶　　裕 一	12回中12回	―	主に弁護士としての法的な専門知識を活かし適宜発言をし、疑問点は的確に呈しております。
取締役	岡 井 紀代香	12回中12回	―	食物分野における研究者としての経験や知見を活かし適宜発言をし、意見を述べております。
監査役	北 村 英 嗣	12回中12回	12回中12回	主に税理士として税務に精通した専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。
監査役	鳥 越 史 朗	12回中12回	12回中12回	上場企業での監査役および証券業界における豊富な経験と見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

(注)叶裕一氏は、監査役 叶智加羅氏の三親等以内の親族であります。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第40回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、９名です。

監査役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第40回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年１月13日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる方針決定の内容は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位別、在任年数等を基礎として算定された額を固定報酬として毎月一定の時期に現金支給される基本報酬、および業績を基礎として算定する業績連動報酬である賞与による構成となっており、株主総会にて決議された報酬限度額内において、世間水準および従業員給与を考慮し、取締役会の決議により決定しております。また、業績連動報酬である賞与は、収益力を表す経常利益等の業績指標を反映した報酬とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算定された額を取締役会の決議により決定しております。指標の1つである連結経常利益は、目標420百万円に対して実績484百万円でした。

監査役の報酬においても、基本報酬および賞与で構成されており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長稲野達郎氏および代表取締役副社長製造本部長稲野貴之氏に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役員賞与の額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

④　取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	87,189	72,261	14,928	5
監査役（社外監査役を除く）	12,222	10,374	1,848	2
社外取締役	5,973	5,070	903	2
社外監査役	5,973	5,070	903	2

3.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額
①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
16,000千円
②　当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
16,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、計画と実績との対比、会計監査人の職務執行状況、監査計画における監査時間・配置計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅲ．会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、諸規程の周知徹底を図るとともに、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程を遵守する。

② 全役職員に当社の企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするため、経営理念（「消費者的視点にたった経営」）、業務指針を制定し周知徹底する。

③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)を制定し、全役職員に配布する。当委員会は定例的に会合を開催し、コンプライアンス状況の問題点を把握し、その徹底・推進を図る。

④ 業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織である監査室が定期的に実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、定められた期間、厳正に保存および管理する。

② 取締役または監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、当然に速やかに開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社および子会社の経営上のリスクの分析および対策の検討は、社長を議長とする経営会議において行う。

② 品質、安全、生産、情報管理等に関する事項は諸規程に定め、コンプライアンスに関する事項はコンプライアンス委員会によりマニュアルに定め、リスク発生の予防と最小化を図る。

③ 監査室は、リスク管理に関する事項もチェック項目とし、定例的に点検する。

④ 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失拡大の防止とその早期解決に集中する。また、再発防止策の実施も図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会および経営会議を毎月定例開催し、業務執行に関する重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の監督等を行う。

② 環境の変化に対応するため、取締役会および経営会議は定例開催の他、必要に応じて随時開催する。

③ 経営会議の下部組織として、取締役を含む管理者会議を定例開催し、経営方針の確認、業績の確認、問題点の把握、対策検討等を実施することにより、あらゆる面の全社的な情報共有化を図る。

④ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定め、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社経営会議に付議のうえ決定するものとする。

② 子会社は経営状況を明らかにするため、進捗状況等を当社経営会議で報告するものとする。

③ 子会社のリスク予防・管理、その他の業務運営を監査するため、監査室が定期的に監査するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。その当該使用人は監査役の指揮命令下におくものとし、取締役からの命令は受けないものとする。

② 当該使用人の任命および異動等に関しては、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。

② 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。

③ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事項および法令、定款違反や不法行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

④ 当社および子会社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払または支出した費用等の請求をすることができ、当社は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、いつでも取締役および使用人に対して事業状況の報告を求め、業務および財産状況の調査をすることができる。

② 監査室は、内部監査の状況報告を監査役に対しても定期的および必要に応じ行い、相互の連携を図る。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

① コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を全役職員に周知徹底する。

② 反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

③ 大阪府企業防衛連合協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃から対応体制を整備する。

④ 反社会的勢力に関する情報は、総務部に集約し一元管理する。

⑤ 万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて警察や弁護士等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役は各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、各員に対して諸規程の周知徹底を図っております。コンプライアンス委員会は月１回のペースで開催し、コンプライアンス状況について問題点を洗い出し、その改善を図っております。

内部監査につきましては、社長直轄の組織として監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかどうかをチェックし、被監査部門に対し、改善にむけた指摘・指導を行っております。監査室は監査役に対して内部監査の状況報告を定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図っております。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員からの報告聴取、重要な決裁書類の閲覧を行っております。また、会計監査人との間で、最低年２回の頻度で、監督方針、監査実施状況等について報告・説明会を実施し、監査の有効性、効率性を高めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針については、重要な事項と認識し継続的な検討を行っておりますが、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等を鑑みて、現時点では具体的な防衛策は導入いたしておりません。

連結貸借対照表

(2021年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,591,524	流動負債	2,335,951
現金及び預金	1,798,356	支払手形及び買掛金	796,281
受取手形及び売掛金	2,871,666	短期借入金	112,596
たな卸資産	5,880,451	未払金	1,085,065
その他	41,051	未払法人税等	140,100
		賞与引当金	98,115
固定資産	3,335,897	その他	103,793
有形固定資産	2,712,281	固定負債	898,146
建物及び構築物	1,401,262	長期借入金	434,705
		長期未払金	44,045
機械装置及び運搬具	570,314	退職給付に係る負債	419,395
土地	721,179	負債合計	3,234,098
その他	19,525	(純資産の部)	
		株主資本	10,602,113
		資本金	814,340
無形固定資産	38,492	資本剰余金	1,043,871
投資その他の資産	585,123	利益剰余金	8,801,027
投資有価証券	434,979	自己株式	△57,125
		その他の包括利益累計額	91,209
繰延税金資産	120,152	その他有価証券評価差額金	145,357
その他	32,491	為替換算調整勘定	7,257
貸倒引当金	△2,500	退職給付に係る調整累計額	△61,405
		純資産合計	10,693,323
資産合計	13,927,421	負債及び純資産合計	13,927,421

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2020年10月１日
至　2021年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**17,904,299**
売上原価		**11,986,480**
売上総利益		**5,917,819**
販売費及び一般管理費		**5,447,185**
営業利益		**470,633**
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	7,935	
為替差益	5,944	
その他	3,189	17,099
営業外費用		
支払利息	2,254	
その他	935	3,190
経常利益		**484,542**
特別利益		
投資有価証券売却益	32,968	32,968
特別損失		
固定資産除却損	9,242	
固定資産売却損	399	9,642
税金等調整前当期純利益		**507,868**
法人税、住民税及び事業税	186,986	
法人税等調整額	△10,674	176,311
当期純利益		**331,557**
親会社株主に帰属する当期純利益		**331,557**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年10月１日
至　2021年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	814,340	1,043,871	8,545,543	△25,790	10,377,965
当期変動額					
剰余金の配当			△76,073		△76,073
親会社株主に帰属する当期純利益			331,557		331,557
自己株式の取得				△31,334	△31,334
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	255,483	△31,334	224,148
当期末残高	814,340	1,043,871	8,801,027	△57,125	10,602,113

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	104,570	9,189	△29,950	83,808	10,461,773
当期変動額					
剰余金の配当					△76,073
親会社株主に帰属する当期純利益					331,557
自己株式の取得					△31,334
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40,787	△1,931	△31,454	7,400	7,400
当期変動額合計	40,787	△1,931	△31,454	7,400	231,549
当期末残高	145,357	7,257	△61,405	91,209	10,693,323

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,556,087**	**流動負債**	**2,325,672**
現金及び預金	1,774,361	支払手形	132,447
受取手形	5,290	電子記録債務	251,828
売掛金	2,861,423	買掛金	401,451
製品	768,714	１年内返済予定の長期借入金	112,596
仕掛品	192,334	未払金	1,085,397
原材料及び貯蔵品	4,915,104	未払法人税等	140,100
前払費用	200	未払消費税等	56,449
未収収益	989	未払費用	27,235
未収入金	33,593	前受金	13,822
その他	4,075	預り金	6,228
		賞与引当金	98,115
固定資産	**3,307,774**	**固定負債**	**809,666**
有形固定資産	**2,712,281**	長期借入金	434,705
建物	1,361,373	長期未払金	44,045
構築物	39,889	退職給付引当金	330,915
機械装置	561,026	**負債合計**	**3,135,338**
車両運搬具	9,287	(純資産の部)	
工具器具備品	19,525	**株主資本**	**10,583,166**
土地	721,179	**資本金**	**814,340**
無形固定資産	**37,821**	**資本剰余金**	**1,043,871**
電話加入権	1,675	資本準備金	1,043,871
ソフトウエア	35,245	**利益剰余金**	**8,782,079**
その他	900	利益準備金	93,500
投資その他の資産	**557,671**	その他利益剰余金	8,688,579
投資有価証券	434,979	別途積立金	7,080,000
出資金	14,672	繰越利益剰余金	1,608,579
関係会社出資金	0	**自己株式**	**△57,125**
関係会社長期貸付金	45,000	**評価・換算差額等**	**145,357**
繰延税金資産	92,700	**その他有価証券評価差額金**	**145,357**
会員権	10,200	**純資産合計**	**10,728,523**
保証金	6,844		
その他	774		
貸倒引当金	△47,500		
資産合計	**13,863,862**	**負債及び純資産合計**	**13,863,862**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2020年10月１日
至　2021年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**17,801,374**
売上原価		**11,912,062**
売上総利益		**5,889,312**
販売費及び一般管理費		**5,417,658**
営業利益		**471,653**
営業外収益		
受取利息	229	
受取配当金	7,935	
為替差益	1,995	
雇用助成金受入	1,004	
その他	2,185	13,350
営業外費用		
支払利息	2,199	
その他	716	2,915
経常利益		**482,088**
特別利益		
投資有価証券売却益	32,968	32,968
特別損失		
固定資産除却損	9,242	
固定資産売却損	399	9,642
税引前当期純利益		**505,414**
法人税、住民税及び事業税	186,986	
法人税等調整額	△10,683	176,302
当期純利益		**329,112**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2020年10月１日
至　2021年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	1,355,540	△25,790	10,361,462
当期変動額							
剰余金の配当					△76,073		△76,073
当期純利益					329,112		329,112
自己株式の取得						△31,334	△31,334
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	—	253,039	△31,334	221,704
当期末残高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	1,608,579	△57,125	10,583,166

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	104,570	10,466,032
当期変動額		
剰余金の配当		△76,073
当期純利益		329,112
自己株式の取得		△31,334
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40,787	40,787
当期変動額合計	40,787	262,491
当期末残高	145,357	10,728,523

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

株式会社　大 森 屋
　取締役会　御中

ひ　び　き　監　査　法　人
大阪事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　功　士

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　松　本　勝　幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大森屋の2020年10月１日から2021年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大森屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

株式会社　大 森 屋
　取締役会　御中

ひ　び　き　監　査　法　人

大阪事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　功　士

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　松　本　勝　幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大森屋の2020年10月１日から2021年９月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

株式会社　大森屋　監査役会

常勤監査役　別　所　　厚　㊞

監　査　役　叶　　智加羅　㊞

社外監査役　北　村　英　嗣　㊞

社外監査役　鳥　越　史　朗　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元と安定配当の継続実施を基本方針としております。

当期末の配当につきましては、業績や財政状態等を総合的に勘案し、前期と同じく１株につき15円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式　１株につき金15円

総額　75,475,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月22日

第２号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役７名は任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	稲野 達郎（いなの たつろう） （1964年７月29日生）	1993年５月 当社入社 2001年12月 当社取締役営業本部営業企画担当兼商品開発担当部長 2005年10月 当社常務取締役社長室長兼営業企画部長 2010年10月 当社常務取締役管理本部長兼営業企画部長 2017年６月 当社代表取締役社長兼管理本部長 2019年10月 当社代表取締役社長（現） （重要な兼職の状況） 大森屋(上海)貿易有限公司 董事長	309,419株
	【取締役候補者とした理由】 稲野達郎氏は、代表取締役社長として当社グループの経営を担い、取締役会において重要事項の決定および業務執行の監督を的確に行っております。また全役職員に対し強いリーダーシップを有しており、当社グループの統括、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	稲野 貴之（いなの たかし） （1972年５月13日生）	1996年４月 当社入社 2004年12月 当社取締役特販部長 2005年４月 当社取締役製造本部長兼特販部長 2010年10月 当社取締役製造本部長兼特販本部長 2014年12月 当社常務取締役製造本部長兼特販本部長 2017年６月 当社専務取締役製造本部長兼特販本部長 2018年10月 当社専務取締役製造本部長 2018年12月 当社代表取締役副社長製造本部長（現）	286,569株
	【取締役候補者とした理由】 稲野貴之氏は、製造部門における幅広い知識と経験を有しており、またその優れた経営能力から取締役会における意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	大當 敏仁（おおあたり としひと） （1961年12月30日生）	1996年６月 当社入社 2009年６月 当社特販部長 2014年12月 当社取締役特販本部特販部長 2018年10月 当社取締役営業本部長 2018年12月 当社常務取締役営業本部長（現）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 大當敏仁氏は、営業本部長を務めるなど営業部門での経験が長く、豊富な経験と的確な経営の意思決定を行う幅広い知識と見識を有しております。また、取締役会の構成メンバーとして営業分野での豊富な業務経験に基づいた適切な判断力、決断力を発揮しており、当社の取締役としてふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	てらかわまさとし 寺川正敏 （1957年10月17日生）	1980年３月 当社入社 2014年４月 当社東京支店長 2017年10月 当社東日本ブロック長兼東京支店長 2017年12月 当社取締役東日本ブロック長兼東京支店長 2018年10月 当社取締役営業本部副本部長東日本統括兼東日本ブロック長兼東京支店長 2020年10月 当社取締役営業本部副本部長東日本統括（現）	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 寺川正敏氏は、長年にわたり営業部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。現在は営業本部副本部長として営業部門を牽引し、当社主力事業の拡大の中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	かわたのぶみつ 河田信光 （1965年４月６日生） 新任	1988年３月 当社入社 1996年７月 当社情報システム室長 2017年４月 当社総務部長 2021年10月 当社執行役員総務部長（現）	0株
	【取締役候補者とした理由】 河田信光氏は、長年にわたり情報システム部門に携わり、2017年４月より総務部長を務めております。2021年10月からは執行役員として管理部門を積極的に牽引してきました。これまでに培った豊富な経験、専門性、幅広い見識から、当社の取締役としてふさわしい人物であると判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位、担当および
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>叶（かのう）　裕一（ひろかず）
（1980年10月11日生）
社　外
独立役員</td><td>2011年12月
大阪弁護士会登録
2011年12月
叶法律事務所（現）
2015年12月
当社取締役（現）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】
叶裕一氏は、弁護士として法的な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から、当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者として選任するものであります。
なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>岡井（おかい）　紀代香（きよか）
（1957年5月17日生）
社　外
独立役員</td><td>2008年４月
金城学院大学生活環境学部教授
2013年４月
武庫川女子大学生活環境学部教授（現）
2019年12月
当社取締役（現）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】
岡井紀代香氏は、大学教授としての経験と幅広い知見、食物分野における研究者としての高い専門性を有しており、その経験や知見を当社経営の様々な側面で活かしていただくことで、当社の企業価値の一層の向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者として選任するものであります。
なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．叶裕一氏および岡井紀代香氏は社外取締役候補者であります。

(1) 当社は叶裕一氏および岡井紀代香氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額となります。両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

(2) 当社は、叶裕一氏および岡井紀代香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(3) 叶裕一氏は監査役叶智加羅氏の三親等以内の親族であります。

３．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の取締役が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役別所厚氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、北村英嗣氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、中田勝氏は別所厚氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中田勝（なかたまさる） （1955年11月10日生） 新任	1991年２月 当社入社 2003年12月 当社経理部長 2017年12月 当社取締役経理部長 2019年10月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2020年10月 当社取締役管理本部長（現）	3,170株
	【監査役候補者とした理由】 中田勝氏は、経理部門および財務部門を歴任後、2017年12月から当社取締役に就任しました。財務、会計等の豊富な経験と高度な知識を有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、実効性の高い監査ができると判断いたしました。		
2	北村英嗣（きたむらえいじ） （1952年９月２日生） 社外 独立役員	1981年１月 税理士登録（近畿税理士会所属） 1982年10月 北村会計事務所 代表（現） 2005年12月 当社監査役（現）	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 北村英嗣氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが税理士としての専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。 なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。		

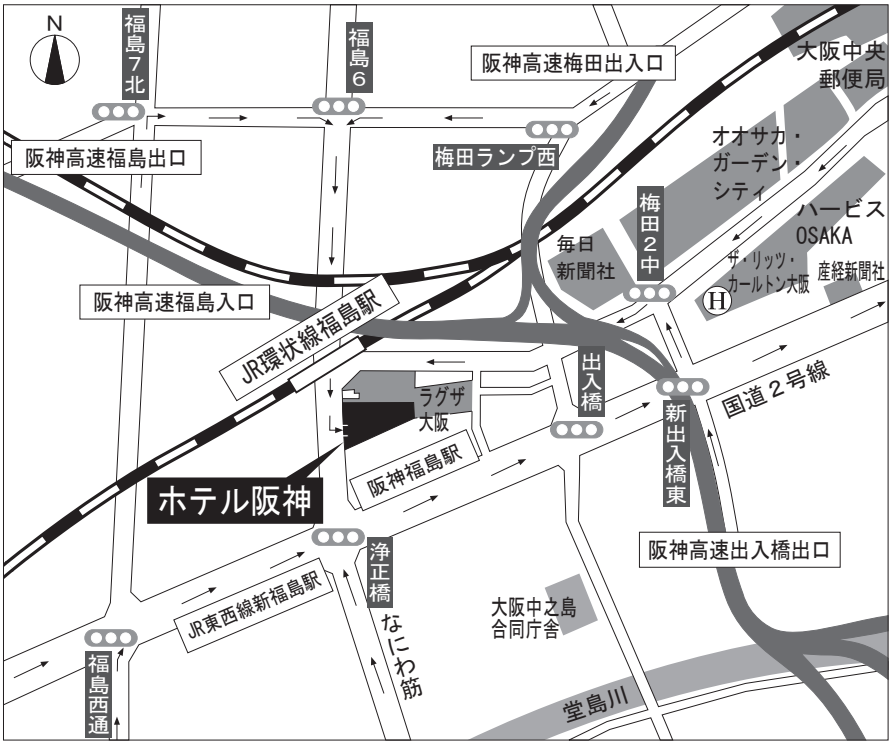
（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．北村英嗣氏は社外監査役候補者であります。

3．当社は、北村英嗣氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、本契約を継続するとともに、新たに中田勝氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は、北村英嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の監査役が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



会　　場　　大阪市福島区福島５丁目６番16号
ホテル阪神　10階　クリスタルルーム
電話（06）6344-1661（代表）

交通機関　　JR西日本大阪環状線　福島駅徒歩１分
JR西日本東西線　新福島駅徒歩３分
阪神電鉄本線　福島駅徒歩３分

※なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、
あしからずご了承下さい。

VEGETABLE OIL INK